

米国の全障害者教育法が音楽療法に 与えた影響についての一考察 — 1970 年代を中心として —

豊辻 晴香

A Study of the Influence of Education for
All Handicapped Children Act (Public Law 94-142)
on Music Therapy: focus on 1970's.

by

Haruka TOYOTSUJI

【キーワード】子ども、全障害者教育法、音楽療法

【Abstract】

The purpose of this study was to investigate the influence of Education for All Handicapped Children Act (Public Law 94-142) on music therapy via analyzing of the articles, concentrated on children population, in the *Journal of Music Therapy* from 1970 through 1979. Categories established for this analysis include: amount and published rate of the articles in children population; types of research articles; disorders of subjects; age and number of subjects; average subjects' number of experimental groups; and places which were designed the research. According to the results, many articles in children population were published in *JMT* especially during 1974-1976; over 80% of subjects were disabled and also over 75% of subjects were belonged to the age of compulsory education; many researches were designed as quantitative researches for getting the scientific data in order to expand a new market in educational field. Those results demonstrated that music therapy, at least in research field, was influenced from the promulgated of PL94-142.

I. はじめに

アメリカ合衆国の全障害者教育法 (Education for All Handicapped Children Act, PL94-142: 以下 PL94-142 と表記) は 1975 年に成立された法律である。この法の目的は、1) すべての障害児が無償で適切な公教育を受ける、2) 障害児とその親の権利が守られる、3) 州および地方はすべての障害児に対する教育の整備と援助をする、4) 障害児を教育する努力の効果を評価する、の四点を保障している (織原, 2006)。当法は数度の改正を経て、現在では Individuals with Disabilities Education Act (IDEA) と称される。

人種問題を抱えるアメリカ社会は差別や不平等に大変敏感である。教育現場でも然り、19 世紀から続く公教育における障害児排除のシステムに苦汁を飲まされ続けていた障害児とその家族は、障害の有無による教育機会の差に納得いかず、幾度となく立ち上がった。このような世論を受け連邦政府が障害児に対する政策を打ち出したのは、1966 年のことである。法のもと各州に障害児教育の実施を要求することで障害児教育プログラムの拡大を目指したが、連邦制を採るアメリカでは教育に係る予算配分が州レベルで任せられているために、経費がかかる障害児教育は州の財政状況によって格差が生じていた。統計によると 1970 年ではアメリカにいる障害児のわずか 5 分の 1 の子どもたちしか学校に通学していないかったことが明らかになっている (U.S. Department of Education, 2011)。

そこで成立されたのが PL94-142 である。当法において初めて障害児教育にかかる費用を連邦政府が補助することが定められた。これは PL94-142 の最大の特色といっても過言ではない。これにより、アメリカ国内のすべての障害児は無償で教育を受ける権利とその環境が守られることとなった。そして州には連邦政府からの補助という安定した財源を確保する代わりに、適切な障害児教育システムを提供する責務が課せられたのである。また PL94-142 では障害を持つ子どもへの適切な教育を提供するうえで個々の子どもに個別教育計画 (IEP : Individualized Education Program) の作成が義務付けられた。障害児の発達に必要と思われる教育や治療等のプログラムは全て IEP に記載され、連邦政府からの補助金をもとに実践されることになった。こうしてそれまで病院や専門施設、また家庭に任せきりだった障害児ケアが、教育現場にて障害児一人ひとりのニーズに適した形で展開し始めたのである。

教育現場に障害児が通学するとなると、それまで行われていた障害を持たない子ども向けの教育方法だけでは対応が難しくなってくる。つまりは音楽療法などの障害児対応の専門分野にとって、障害児の公教育化は活動の場を学校現場に展開させるまたとない好機となつたはずである。筆者は以前、知的障害児（者）への音楽療法の発展と知的障害の学術学会の動きの間に少なからず関連があることを提言した (豊辻, 2008)。その論が当てはまるときすれば、今日のアメリカの障害児教育の礎となった PL94-142 成立も、アメリカの音楽療法、特に子どもを対象とした音楽療法に何かしらの影響を与えたと推察できる。

本稿の目的は 1970 年代のアメリカにおける子どもを対象とした音楽療法において 1975 年に発表された PL94-142 いわゆるアメリカ全障害者教育法がどのような影響を及ぼしたのか調査し考察するものである。方法として、音楽療法の学術誌に掲載されている研究論文から 1970 年代の子どもを対象とした音楽療法の特質とその傾向を探る。さらに PL94-142 成立を機に子どもを対象とした音楽療法分野にどのような変化が生じたのか論じる。

PL94-142 成立後の音楽療法の学術誌において、障害児教育に係る論文 (Jellison, 1979) や音楽療法士の職場およびその対象者の調査論文 (Braswell, 1979)、および IEP に係る論文 (Alley, 1979) は散見されるものの、PL94-142 成立に焦点を当てた音楽療法研究の分析は見当たらない。本稿をとおして法律などの社会的動向をどのように捉えたらよいのかを明らかにし、音楽療法発展の一助としたい。

II. 調 査

1. 調査対象論文

本研究の対象とする学術論文誌 *Journal of Music Therapy* (以下 *JMT* と表記) は National of Music Therapy Association (旧: 全米音楽療法協会、現在は American Music Therapy Association)より発刊されている。1964 年の発刊以来、季刊誌として年に 4 回刊行されるシステムは現在でも変わらず、英語圏内の音楽療法学術誌としては最も古い歴史を持つ。

本稿では PL94-142 の発表前後である 1970 年から 1979 年に掲載された記事に限定し、子どもを被験者とした音楽 (療法) 活動を展開した研究論文を抽出する。そのため障害児への音楽授業法の提案といった教授法的論文は本稿の調査対象とはならない。また学会報告レポート、書評、追悼記等も除外する。

2. 子どもの定義

何歳までを「子ども」と称するか、その基準を設けることは容易ではない。日本においては、2011 年時点で選挙権行使、喫煙、飲酒等は 20 歳以上の成人に資格が与えられ、それ以下は未成年と見なされる。また児童福祉法では満 18 歳に達するまでの者、つまり 17 歳以下が児童と認められている。

アメリカ合衆国では連邦制のため州によって成人年齢が異なるが、選挙権行使、喫煙、飲酒等においては 18 歳から 21 歳を選択している州が多い。そこで本研究においては 0 歳から 20 歳までを「子ども」として扱う事とする。

尚、論文によっては対象者が「7 歳から 23 歳まで」等の幅広い年齢層に属しているケースもあるが、たとえ被験者に 21 歳以上の成人がいても、その他に 0 歳から 20 歳までの子どもがいる場合は、すべて本研究の対象論文とみなした。尚、これらの研究では、被験者の年齢の最大値が 0 歳から 20 歳までの「子ども」領域に該当していた。

3. 調査方法および項目

本稿では、以下の 6 項目について 1970 年代前半 (1970~1974) と 1970 年代後半 (1975~1979) に分けて調査しその結果を比較することで、1970 年代の子どもの音楽療法における PL94-142 の影響を考察した。

① 論文の数

1970 年から 1979 年に発刊された *JMT* に掲載された論文の数、および子どもを被験者とした音楽 (療法) の論文の数を換算する。

② 論文の種類

論文の性質を次の 4 種類に区分することにする。

臨床(量的)：音楽を効果的に用いた、数的データを伴った研究論文。

臨床(質的)：音楽を効果的に用いた、数的データを伴わない研究論文。

調 査：子どもの能力や実態などを検証することを目的とした研究論文。

紹 介：子ども向けの音楽療法を提供する施設や組織の活動を紹介する論文。

③ 子どもの症状

音楽療法が施される子どもが抱える症状や障害を種別化する。

知的障害：知的に障害を持つ子ども。1970年代における知的障害の英語用語は mental retarded (精神遅滞) であるが、論文によっては retarded (遅滞) としか書かれていないものもあった。本稿では retarded も知的障害とみなすこととする。

言語障害：言語に障害を持つ子ども。また、発語、発声、会話力等に問題を伴う場合も含む。

聴覚障害：聴覚に障害を持つ子ども。聴力機能の程度は限定しない。

学習障害：学習に障害を持つ子ども。読解力に問題を伴う場合も含む。

行動・情緒障害：行動面や情緒面に問題を抱える子ども。

自閉症：自閉症や自閉症予備軍の子ども。

健常児：障害を伴わない子ども。

その他の：上記に該当しない子ども。詳細は後述する。

研究によっては一人の子どもが複数の障害を伴う場合があるが、主な症状のみを算出することにする。グループで複数の子どもが様々な障害を伴っている場合は、それぞれを算出することとする。また、障害児と健常児を比較した研究論文は障害児のみを調査対象とする。よって「健常児」とカテゴライズされた研究は、被験者は健常児のみとなる。

④ 子どもの年齢

8歳までの幼児期の子どもについては全米幼児教育協会 (the National Association for the Education of Young Children) が名称と該当年齢を定めている (木暮, 2002)。しかしそれらはあまりにも細分化されており、また調査対象研究には9歳以上の子どもも存在することから本稿においてその定義を使用することは断念した。更には、論文によって子どもの年齢が歳表記だったり学年表記だったりと表記法が不揃いのため、本稿では以下のように区分し表記の統一化を図った。

乳児：0歳

幼児：1～5歳

児童：6歳～12歳

少年：13歳～18歳

青年：19歳以上

子どもが複数のカテゴリーに跨る場合は、それぞれを算出することにする（例：8歳から14歳の子どもがいる場合は、「児童」および「少年」それぞれに算出される）。学年表示の研究は該当する年齢に換算したが、各学年の年齢域も州によって違うため多数の州で適応された歳で設定した。

⑤ 被験者の人数および1グループあたりの人数

「被験者数」では、各研究論文で被験者となった子どもの総数を区分する。「1グループ

あたりの人数」は、実験がグループで実践された時の 1 グループあたりの人数を調べたものである。

⑥ 研究実践場所

研究が実践された場所を、以下のように区分する。

学 校：義務教育機関（小学校から高等学校までに限定）。特別支援学級など。

研究機関：大学の研究機関に属するもの。

病院関連：病院機関に属するもの。精神科の小児病棟や障害児クリニックなど。

施 設：障害児療育施設など。

幼児施設：幼稚園および保育学校。

不 明：実践場所が明記されていないもの。

III. 結果と考察

1. 論文の数

はじめに調査対象となった論文数の確認をする。1970 年から 1979 年に発刊された *JMT* のうち、書評等を除いた掲載論文の合計数は 181 編で、そのうち子どもを被験者とした論文の合計数は 56 編だった【表 1】。

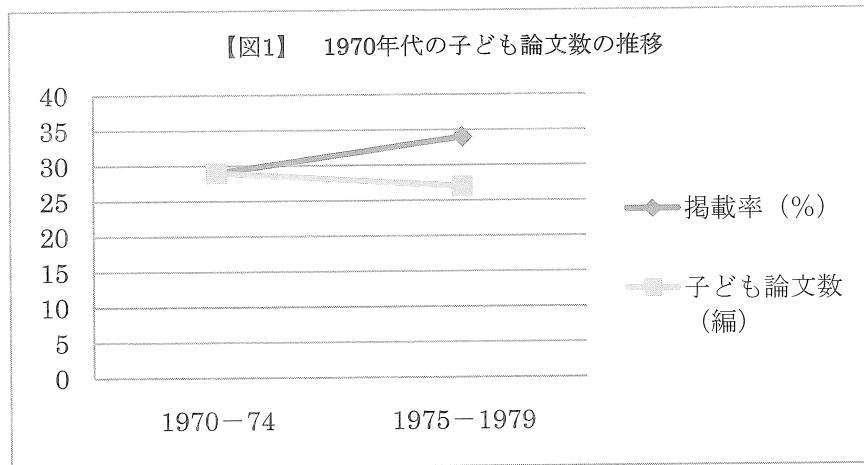
【表1】 1970～1979年発刊のJMTに掲載された論文数

	1970	1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979	合計
全論文	16	13	20	26	24	14	14	17	19	18	181
子ども論文	8	1	6	4	10	6	7	5	2	7	56
掲載率	50%	8%	30%	15%	42%	43%	50%	29%	11%	39%	31%

アメリカにおける音楽療法の対象となる主な領域に、障害児などの子ども、認知症などの高齢者、成人病などの成人、緩和ケアなどの医療現場、そして健康促進などの福祉現場がある。その中で子どもに関する研究論文が全掲載論文数の 3 割を占めたこと、また数にばらつきはあるものの毎年 1 編は子どもに関する研究論文が発表されていることから、子どもが音楽療法分野にとって重要な領域であったと言える。

子どもを被験者とした論文の年毎の掲載率をみると、最も高いのは 50% を占めた 1970 年と 1976 年である。反対に最も割合が低いのは 8% の 1971 年で、この年には 13 編中 1 編しか掲載されていない。1971 年と比べ、14 編掲載の 1975 年や 1976 年では半数近くが子どもの論文である点が大変興味深い。また、発表論文数では、1974 年の 10 編が最多数である。

年代別に見ると【図 1 参照】、1970 年代前半は 29 編、後半は 27 編と論文数は少し減少しているが、全掲載論文の数も 99 編から 82 編に減少していることから、子どもの論文数の減少はさほど大きな問題ではないと思われる。むしろ子どもの論文掲載率は、前半の 29% から後半の 34% と増加しており、特に PL 94-142 成立の前後である 1974 年から 1976 年にかけては 42～50% と高い。これらのデータは、音楽療法において 1975 年前後に最も子どもへの関心が高まったことを示唆していると言えよう。



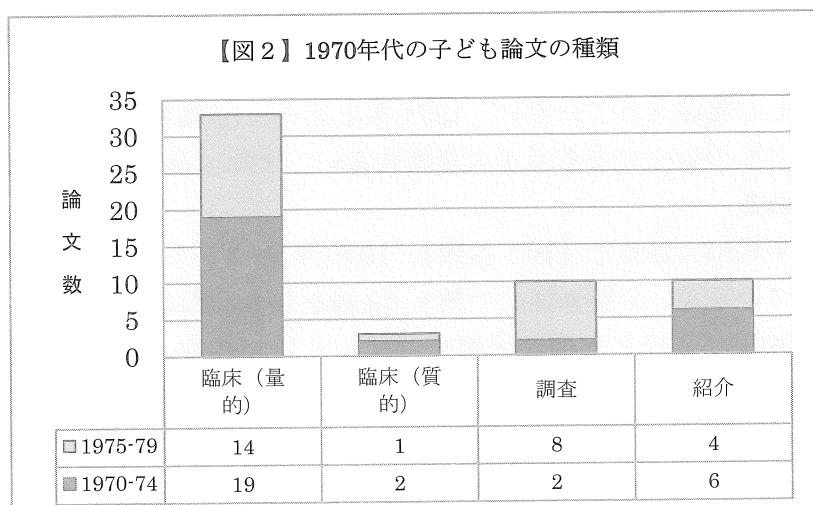
2. 論文の種類

【表1】で示された子どもを被験者とした論文56編の種類を区分化したところ、臨床(量的)論文が33編と最も多く、全体の59%を占めた。調査論文と紹介論文の10編が18%を占め、最も少ない臨床(質的)論文が3編と、わずか5%を占めるのみであった。

【図2】からも判るように1970年代の音楽療法の研究では量的研究の多さが顕著であるが、これは音楽療法の境遇とその背景が如実に反映されたものと思われる。音楽療法は第二次世界大戦あたりから本格的に取り組みが始まった新しい分野である。そのため他分野より認知度が低く、現場では対価を払ってまで音楽療法を取り入れる所は少なかった(豊辻, 2008)。したがって20世紀後半の音楽療法士たちの大きな使命は音楽療法の有効性を世に広め専門性を極めること、そして社会的地位を獲得することだった。そのため1970年代にて量的研究が多数行われたこと、そして数的データを伴わない質的研究が少ないのは、当時の音楽療法分野での動向が主な要因であると言える。

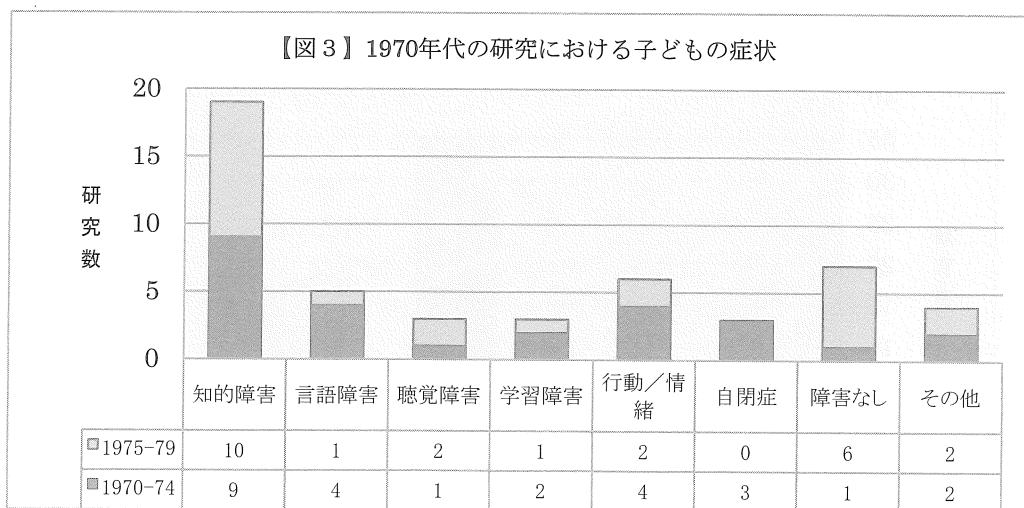
また、音や音楽そのものに科学的アプローチを試みた調査研究も多くみられた。子どもが好む音の高さや音色、音楽の潜在能力、音(聴覚)と視覚との比較といった調査研究の結果は音楽療法の実践現場で参考されるだけでなく、音楽療法の有効性を科学的に証明するものである。したがって1970年代後半にこのような調査研究の数が増加したことは、上述のように新領域での音楽療法の展開を目指したためだと思われる。

紹介論文においては、音楽療法内容だけでなく、新施設での音楽療法プログラムの開拓や地域の学校等への音楽療法士の派遣活動を紹介している。1970年代のアメリカにおいて全国規模の音楽療法団体や音楽療法士養成機関が設立して20数年しか経っておらず、音楽療法の発展に向けた研究者たちの意欲的な姿勢が伺える。



3. 子どもの症状

【図2】で示された論文から紹介論文を省いた46編における被験者の症状を区分化したところ、以下の結果が明らかになった【図3】。尚、上述したように1つの研究で多数の症状を持つ子どもも存在することから、【図3】の総合計数は対象論文数（46編）とは一致しない。



最も研究数が多いのは19編あった知的障害で、全体の38%と他の症状と比べてその研究数は顕著であり、そのことから音楽療法分野における知的障害児への関心の高さがわかる。その他、障害や症状を持っている研究では、行動／情緒障害(12%)や言語障害(10%)が続く。

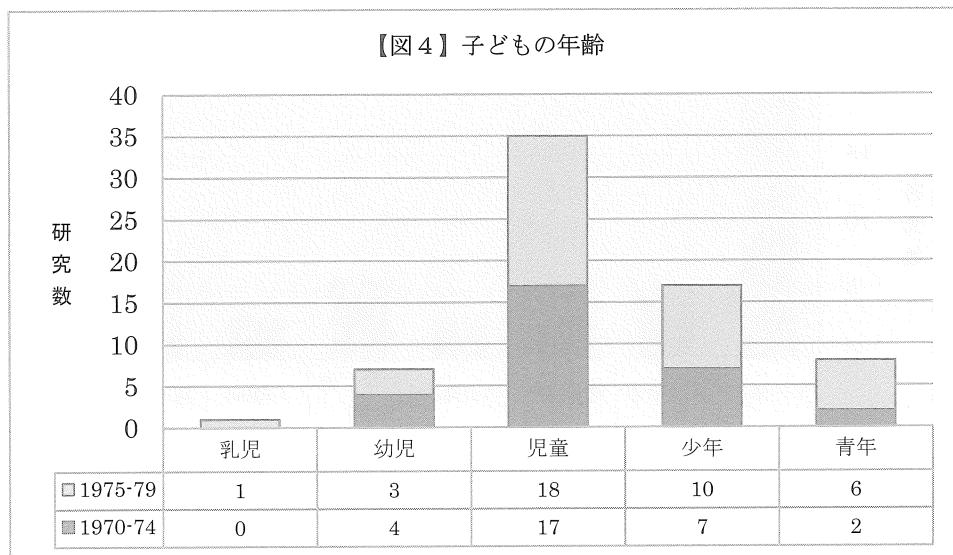
自閉症児が3編の6%に留まっている点は大変興味深い。音楽療法は、音楽という非言語的手法を用ながら言語的コミュニケーションを不得手とする自閉症児（者）に対してアプローチすることが可能である。全米音楽療法協会（2011）は数ある子どもの症状や障害の中から自閉症に焦点を絞ってリーフレットを作成し、その具体的効果を言及している。またBerger（2002）など多くの研究家が自閉症向けの専門本を出版しており、自閉症は音楽療法の中でも特に注目の高い対象領域である。にもかかわらず1970年代後半になぜ自閉症児が研究対象とならなかったのか、その追究は別稿に任せることにする。

見逃せないのは次点の14%を占めた障害を持たない健常児である。特に1970年代後半での増加率が目立つ。この理由は、学術性としての歴史が浅い音楽療法分野において、障害児だけでなく健常児を被験者とすることで音楽の有効性を一般化させ、音楽療法の実践を拡大させようとした意図があるためと思われる。

4編が「その他」として区分された。そのうちの2編は脳性麻痺と発達障害であるが、いずれも知的機能や身体機能の面で問題を抱えている点においては上記の症状とさほど変わりはないと思われる。他の2編は生まれて数日しか経っていない新生児のみを対象とした研究と、症状ではなく子どもを取り巻く家庭環境に目を向けた、貧困層の子どもを対象とした研究であった。この2編はこれまでにない被験者タイプであり、音楽療法の新しい領域開拓を試みる研究と言えよう。

4. 子どもの年齢

【図2】で示された論文から紹介論文を省いた46編における被験者の年齢を区分化したところ、以下の結果が明らかになった【図4】。子どもの症状の調査と同様、この調査でも1つの研究で多数の年齢層の子どもが存在することから、【図4】の総合計数は対象論文数（46編）とは一致しない。



最も多いのは児童の35編（51%）、次点は少年の17編（25%）である。次いで青年の8編（12%）、幼児の7編（10%）と続き、最も少ないのは乳児の1編（2%）であった。

全体の51%が児童であったが、児童を研究対象とする利点は、ある程度成長した子どもの方が症状や障害、およびその原因が幼児より明確化されていることであろう。症状や障害は研究の基礎資料として大変重要な要素である。また、幼児よりも児童の方が音楽の介入による機能改善等、いわゆる研究の成果が子どもの言動を通してより明確に研究者に伝わることも考えられる。

成長や発達段階の点では児童よりも年数を重ねた少年の方が進んではずである。にもかかわらず児童の方が多い理由は、少年では音楽療法よりも言語的指導を用いた学問的教育（教科目など）、専門的療法（作業療法など）、また職業訓練等が実践されているためと思われる。

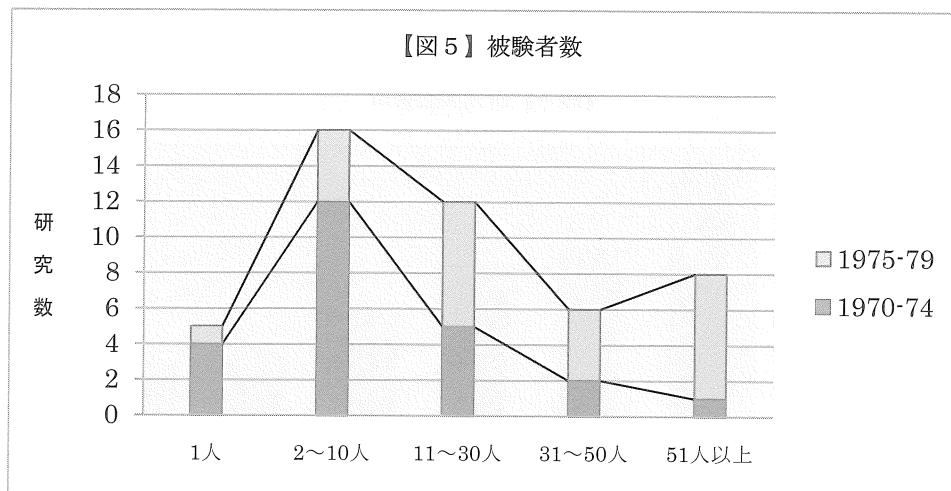
また、12%を占めた19歳以上（最高26歳）の青年の多くが知的障害を持っているが、彼らは比較研究での起用がほとんどであった。その理由は、音楽が介入することで実年齢と知能年齢間の差異が、機能や行動改善を目指す上でどのような影響を及ぼすかを実験目的と定めていたためであった。

全体の4分の3以上を占めた児童と少年はアメリカの義務教育期間に相当し、いずれも1970年代後半で研究数が増えている。これは障害児の公教育化を定めたPL94-142の影響が及んだためだと推察できる。

5. 被験者の人数および1グループあたりの人数

【図2】で示された論文から紹介論文を省いた46編における被験者の年齢を区分化し

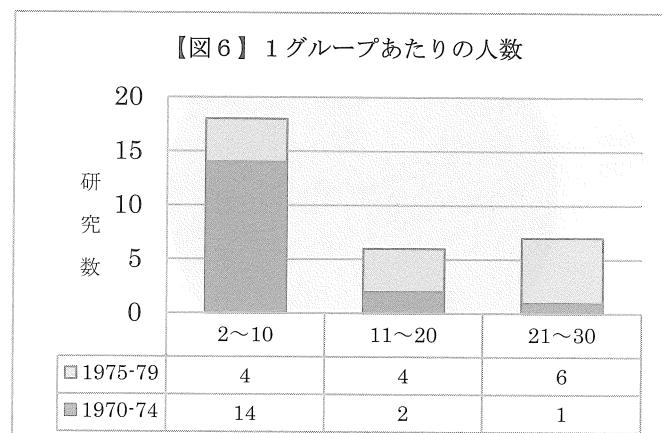
たところ、以下の結果が明らかになった【図5】。なお、1973年の1編が同目的で2つの研究を行ったため、【図5】の総合計数は対象研究の数は論文数46編より1件多い47件となる。



ほとんどの研究において複数の被験者を用い、単独の被験者を用いた研究数は全体の1割に過ぎなかった。複数の場合でも10人以内に限定した研究が16件と全体の34%を占めているが、その理由は10人以内が音楽療法の効果を把握しやすい人数のためと思われる。次いで11~30人が12件だが、それ以外のグループは51人以上が8件、31~50人が6件、1人が5件と僅差であった。因みに1研究における被験者の最大数は133人だが、この実験は個別で行われている。

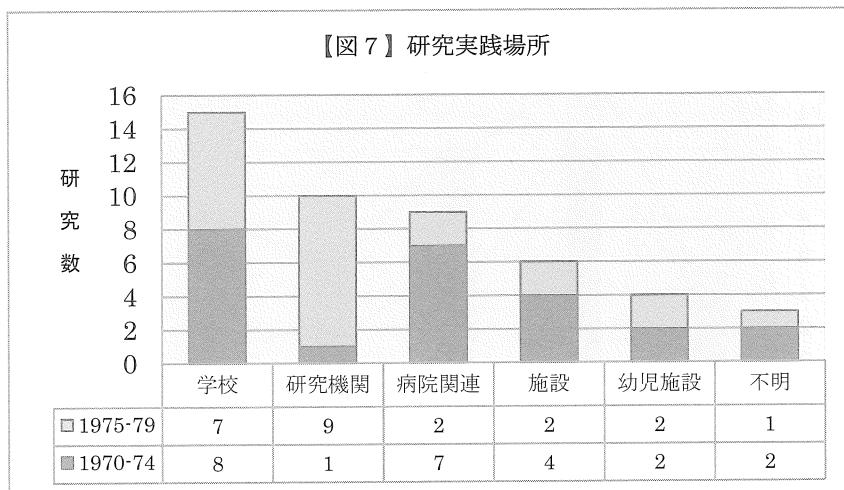
このケースのように、複数の被験者を用いても音楽（療法）活動の実践形態は集団とは限らない。47件中16件は単独または個別で実践されており、グループ実験を行った31件における1グループあたりの被験者数は【図6】のとおりであった。合計数でいえば2~10人の少人数グループが最も多いが、1970年の前半と後半ではグループ人数の主流が違うことが分かる。1970年代後半では21~30人が最も多いが、これは上述のように大人数での調査研究の増加に一因があると思われる。

被験者数の年代別に着目してみると、51人以上の研究が1970年代後半で大幅に増加していることから、研究者たちのより多くの科学的データを収集する姿勢が分かる。またその研究の7割弱がグループでの研究を実践していることから、1970年代の研究では被験者の個々の能力や障害における問題改善を目的とすることより、出来るだけ多いサンプル数を用いて実験群と統制群を比較実験することで、音楽の有効性を検証する傾向があることが分かった。



6. 研究実践場所

【図2】で示された論文から紹介論文を省いた46編における被験者の年齢を区分化したところ、以下の結果が明らかになった【図7】。なお、前述の被験者の調査と同様の理由で、【図7】の総合計数は対象研究の数は論文数46編より1件多い47件となる。



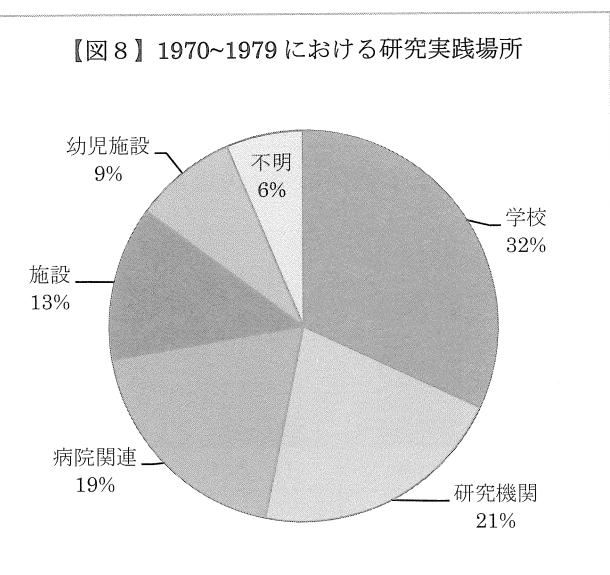
最も多い実践場所は学校の15件であった。他は研究機関の10件、病院関連の9件、施設の6件、幼児施設の4件で、実践場所未記載のため不明な研究が3件あった。

実践場所の割合をみると【図8参照】、学校が全体の32%と最も高い。しかし研究数は1970年代の前半も後半もほとんど変わらないことから、研究実践場所の決定とPL92-142成立の関連性を見いだすことはできなかった。

年代別でみると、1970年代の前半と後半での研究機関の増加が著しい。研究機関は主に音楽科や音楽療法科を有する大学機関が研究目的のために設置したクリニックや訓練センター等であり、研究に必要な機材も整備され科学的データを収集しやすいため、研究場所としてより多く使用されたと思われる。またこの10年間で音楽療法の専門的研究機関そのものが増加したことでも考えられるが、その調査は本稿では割愛する。なお、被験者のなかには常時研究機関の訓練センターに通う子どももいれば、通常は学校に通い研究時のみ研究機関を訪れる子どもたちもいた。そのため、1970年代後半に研究機関での実施数増加した結果から、PL94-142以降にも多くの子どもたちが教育現場で受け入れられず他施設に滞在していたと結論づけることはできない。

また病院関連と施設の件数が1970年代後半に減少した理由として、障害児が学校という公共の場に活動範囲が移ったことが考えられるが、この調査ではその因果関係は明らかにできなかった。

【図8】1970~1979における研究実践場所



IV. まとめ

以上、アメリカの音楽療法において全障害者教育法が与えた影響について、1970年代の子どもを対象とした音楽療法の研究論文を調査したところ、以下の三点が判明した。

第一に、子どもを対象とした音楽療法の研究は 1970 年代後半にわずかに減少したもの の学術誌での掲載率は増加しており、1970 年代を通して子ども領域の音楽療法への注目度が高まってきたと言える。

第二に、被験者の 4 分の 3 以上は義務教育年齢に該当し、その多くが知的などの障害を抱えた子どもたちである。また研究実践場所として学校が最も多く選択されていることから、1970 年代を通して障害児が学校に受け入れられてきたことが分かる。

第三に、研究は障害の有無に限らず子どもに対する音楽の有効性を検証することを目的とした量的研究が主流である。また、障害児と健常児の比較実験が実践できたことは両者が同じ場所に存在する事ができたことを意味し、障害児の公教育化やインクルージョン教育の萌芽が見える。

以上のことから、PL94-142 を一つの契機として、音楽療法分野において子ども、特に障害を持つ子どもたちへの研究意識が高まったことが示唆された。しかしながら、これらの要因が PL94-142 以外の社会的動向の可能性もある。また、本稿が 1970 年代という一時代に限定していること、一学術誌の分析に止まっていること、さらには研究論文以外に音楽療法の実践現場でのデータを参考にしていないことなどが課題として残る。これらのこと を踏まえ、今後も引き続き子どもを対象とした音楽療法の研究に取り組みたい。

【引用・参考文献】

- Alley, J. M.: Music in the IEP therapy/education, *Journal of Music Therapy*, 26 (3), 111-127.
- American Music Therapy Association: Music therapy and individuals with diagnoses on the autism spectrum, <http://www.musictherapy.org/>
- Berger, D. S.: *Music Therapy, Sensory Integration and the Autistic Child*, Jessica Kingsley Publishers, Philadelphia, PA. 2002.
- Braswell, C., Maranto, C. D., Decuir, A.: A survey of clinical practice in music therapy part I: the institutions in which music therapists work and personal data, *Journal of Music Therapy*, 26 (1), 2-16.
- Jellison, J. A.: The music therapist in the educational setting: developing and implementing curriculum for the handicapped, *Journal of Music Therapy*, 26 (3), 128-137.
- 木暮美香：諸外国の保育制度について（1）—アメリカにおける幼児教育の考察から—, 育英短期大学研究紀要, 19, 47-58. 2002.
- 織原保尚：アメリカ障害者教育法成立と背景に関する一考察, 同志社法学, 57(5), 93-125. 2006.
- 豊辻晴香：アメリカ音楽療法史の発展に関する分析—20世紀中盤を中心として—, 純真紀要, 49, 145-157. 2008.
- 豊辻晴香：知的障害者（児）への音楽療法に関する論文の変換—*Journal of Music Therapy* の分析—, 純真紀要, 47, 107-116. 2008.
- U.S. Department of Education: <http://www2.ed.gov/policy/speced/leg/idea/history30.html>